

令和8年度遺伝子増幅装置及び解析装置保守点検業務委託仕様書

1 目的

衛生研究所の遺伝子増幅装置及び解析装置において契約内容に順じて適切な調整・点検を行い、必要な場合には迅速に修理することにより遺伝子増幅装置の性能を維持し、常時円滑適正に機能させるため、その保守点検業務の実施要領を定める。

2 対象機器

対象機器は、いずれもライフテクノロジーズ社製の次の5台とする。

- ・サーマルサイクラーVeriti (シリアルNo. 299026965)
- ・ProFlex PCRシステム (シリアルNo. 2978018092533)
- ・リアルタイムPCR装置Quant Studio 5 (シリアルNo. 272510149)
- ・リアルタイムPCR装置Quant Studio 5 (シリアルNo. 272512262)
- ・DNAシーケンサ3500 (シリアルNo. 29124-070)

3 業務内容

業務内容は、サーモフィッシュャーサイエンティック サービス総合カタログ(2025)に記載されているカタログ保守契約種類とし、各機器の保守契約種類は次のとおりとする。

・サーマルサイクラーVeriti (シリアルNo. 299026965)

保守契約種類名：MDT V温度検証サービス（1年修理保証付）

必要とする業務：

- ・年1回サンプルブロックの温度精度を実測・検証すること。

- ・実測は、年1回以上校正した測定器を使用すること。

- ・実測により修理が必要と判断した場合の修理費を負担すること。

- ・年1回の実測・検証以外に、機器不具合時の修理にかかる費用を負担すること。

- ・サンプルブロックの清掃を実施すること。

- ・修理に伴い代替機が必要な場合には、それを無償で提供すること。

- ・上記作業に伴う技術者の派遣・移動費を負担すること。

・ProFlex PCRシステム (3×32 well)

(シリアルNo. 2978018092533)

保守契約種類名：MDT V温度検証サービス（1年修理保証付）

必要とする業務：

- ・年1回サンプルブロックの温度精度を実測・検証すること。

- ・実測は、年1回以上校正した測定器を使用すること。

- ・実測により修理が必要と判断した場合の修理費を負担すること。

- ・年1回の実測・検証以外に、機器不具合時の修理にかかる費用を負担すること。

- ・サンプルブロックの清掃を実施すること。

- ・修理に伴い代替機が必要な場合には、それを無償で提供すること。

- ・上記作業に伴う技術者の派遣・移動費を負担すること。

・リアルタイムPCR装置Quant Studio 5 (シリアルNo. 272510149)

保守契約種類名：AB Maintenance 1PM (C/V試薬付)

必要とする業務：・年1回の定期点検を実施すること。

- ・点検時の基本料金、整備部品代、技術作業料、技術者派遣費は契約金額に含むものとする。

- ・Calibrationにかかる試薬を負担すること。

・リアルタイムPCR装置Quant Studio 5 (シリアルNo. 272512262)

保守契約種類名：AB Maintenance 1PM (C/V試薬付)

必要とする業務：・年1回の定期点検を実施すること。

- ・点検時の基本料金、整備部品代、技術作業料、技術者派遣費は契約金額に含むものとする。

- ・Calibrationにかかる試薬を負担すること。

・DNAシーケンサ3500

保守契約種類名：AB Assurance 1PM (試薬付)

必要とする業務：・年1回の定期点検を実施すること。

- ・実測により修理が必要と判断した場合の修理費を負担すること。
- ・年1回の実測・検証以外に、機器不具合時の修理にかかる費用を負担すること。
- ・上記作業に伴う技術者の派遣・移動費を負担すること。
- ・Calibrationにかかる試薬を負担すること。

4 業務場所

和歌山市衛生研究所（和歌山市松江東3丁目2番67号）

5 その他

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たっては、当所担当者と確認の上実施すること。
- (2) 受託者は、受託業務以外に緊急の措置が必要と認めたときは、その旨を報告すること。
- (3) 業務の実施に必要な機材等にかかる費用は、すべて受託者の負担とする。
- (4) 保守点検業務を完了したときは、遅滞なく作業内容を明らかにした業務完了報告書を提出し、当所担当者の検査を受けること。
- (5) 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。
締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。
なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

保守点検業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌山市衛生研究所（和歌山市松江東3丁目2番67号）に設置されている遺伝子増幅装置及び解析装置の保守点検業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別記仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税分円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要があると認める場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する

額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

- 2 第13条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第16条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(守秘義務等)

第17条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に關し、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条

に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものといふ。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（合意管轄）

第20条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする

（補則）

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙